

令和2年4月22日

対象となる事業所のみなさま

結城商工会議所

### 新型コロナウイルス感染症に関する茨城県における緊急事態措置等について

すでに各種報道でもご存知のように、新型コロナウイルス感染拡大が続く中、4月16日に政府から全都道府県に対し、緊急事態宣言が出され、茨城県を含む13都道府県が「特定警戒都道府県」として指定されました。こうした状況の中で、茨城県は国の方針に基づき県内全域に外出自粛や「3密」が重なりやすい施設に対する休業要請を求めるところとなりました。

茨城県では、休業要請に応じて頂いた事業者には下記のとおり協力金を支払うこととしており、今般、管内の対象となる事業者のみなさまにお知らせいたします。なお、具体的な申請方法等につきましては、詳細が確定次第、茨城県や当所ホームページ等を通じご周知させて頂く予定です。

非常に厳しい経営環境の中、誠に心苦しく感じるところでございますが、感染拡大の防止、終息に向け、趣旨ご理解頂き、何卒ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

【実施期間】 令和2年4月18日（土）～5月6日（水）

【実施概要】 裏面に記載する施設（業種・業態）に対する休業の要請

【協力金】 1事業者 最大30万円※

※1事業者あたり10万円です。店舗等を賃借している場合は10万円を加算。複数テナントを賃借している場合はさらに10万円を加算。

《休業要請および協力金に関するお問い合わせ先》

茨城県専用相談窓口

☎029-301-5375

開設時間 9時～17時（土日祝日を含む毎日）

# (別紙)休業要請する施設の具体例

## ■休業要請対象施設

下線部;追加施設

種 類	施 設
遊興施設等	キャバレー, ナイトクラブ, ダンスホール, スナック, バー, ダーツバー, パブ, 性風俗店, デリヘル, アダルトショップ, 個室ビデオ店, カラオケボックス, ライブハウス, <u>ネットカフェ</u> , <u>漫画喫茶</u> , <u>場外(車・船)券場</u> 等
大学・学習塾	大学, <u>専門学校</u> , <u>高等専門学校</u> , <u>自動車教習所</u> , <u>学習塾</u> 等
運動・遊技施設	パチンコ店, スポーツクラブ, ホットヨガ, ヨガスタジオ, マージャン店, ゲームセンター, <u>体育館</u> , <u>屋内・屋外水泳場</u> , <u>ボウリング場</u> , <u>スケート場</u> , <u>柔剣道場</u> , <u>テーマパーク</u> , <u>遊園地</u> , <u>ゴルフ練習場・バッティング練習場(※屋内)</u> , <u>陸上競技場・野球場・テニス場(※観客席)</u> 等
劇場等	劇場, 観覧場, プラネタリウム, 映画館, 演芸場 等
その他	<u>集会場・展示施設</u> , <u>商業施設</u> , <u>文教施設</u> 等 ※商業施設は, 生活必需物資の小売関係等以外の店舗等

## ■営業時間短縮要請施設(朝5時から夜8時までの間の営業, 酒類の提供は夜7時まで)

食事提供施設	<u>飲食店</u> , <u>料理店</u> , <u>喫茶店</u> , <u>和菓子・洋菓子店</u> 等 ※宅配・テイクアウト除く
--------	--

## 【茨城県】

(○：休業要請の対象施設，×：休業要請の対象外施設，▲：条件によっては休業要請の対象となる施設)

### ■基本的に休業を要請する施設

種類	施設	休業要請	備考
遊興施設等	キャバレー	○	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	ナイトクラブ	○	
	ダンスホール	○	
	スナック	○	
	バー	○	
	ダーツバー	○	
	パブ	○	
	性風俗店	○	
	デリヘル	○	
	アダルトショップ	○	
	個室ビデオ店	○	
	ネットカフェ	○	
	漫画喫茶	○	
	カラオケボックス	○	
	射的場	○	
	ライブハウス	○	
場外馬（車・舟）券場	○		
大学・学習塾等	大学	○	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	○	
	日本語学校・外国語学校	○	【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼（特措法によらない協力の依頼）。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	インターナショナルスクール	○	
	自動車教習所	○	
	学習塾	○	
	オンライン授業	×	
	家庭教師	×	
	英会話教室	○	
	音楽教室	○	
	囲碁・将棋教室	○	
	生け花・茶道・書道・ 絵画教室	○	
	そろばん教室	○	
	バレエ教室	○	
体操教室	○		

## 【茨城県】

(○：休業要請の対象施設, ×：休業要請の対象外施設, ▲：条件によっては休業要請の対象となる施設)

	ダンス教室	○		
運動・遊技施設	体育館	○	<b>【要請内容】</b> 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）  ※屋内施設のみ、使用停止の要請の対象とする。  ☆屋外運動施設の観客席部分についてのみ、使用停止の要請の対象とする。	
	屋内・屋外水泳場	○		
	ボウリング場	○		
	スケート場	○		
	ゴルフ練習場（※）	▲		
	バッティング練習場（※）	▲		
	陸上競技場（☆）	▲		
	野球場（☆）	▲		
	テニス場（☆）	▲		
	柔剣道場	○		
	弓道場	×		
	スポーツクラブ	○		
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	○		
	マージャン店	○		
	パチンコ屋	○		
	ゲームセンター	○		
テーマパーク	○			
遊園地	○			
劇場等	劇場	○	<b>【要請内容】</b> 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）	
	観覧場	○		
	プラネタリウム	○		
	映画館	○		
	演芸場	○		
集会・展示施設	集会場	○	<b>【要請内容】</b> 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）	
	公会堂	○		
	展示場	○		
	貸会議室	○		
	文化会館	○		
	多目的ホール	○		
	神社	×		
	寺院	×		
	教会	×		
	博物館	○		<b>【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】</b> 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	美術館	○		
	図書館	○		
	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	○		

## 【茨城県】

(○：休業要請の対象施設，×：休業要請の対象外施設，▲：条件によっては休業要請の対象となる施設)

	旅館（集会の用に供する部分に限る。）	○	【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼（特措法によらない協力の依頼）。
	科学館	○	
	記念館	○	
	水族館	○	
	動物園	○	
	植物園	○	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	○	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	ペット美容室（トリミング）	○	【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼（特措法によらない協力の依頼）。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	宝石類や金銀の販売店	○	
	住宅展示場 （集客活動を行い、来場を促すもの）	○	
	古物商（質屋を除く）	○	
	金券ショップ	○	
	古本屋	○	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	○	
	囲碁・将棋盤店	○	
	DVD/ビデオショップ	○	
	DVD/ビデオレンタル	○	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	○	
	ゴルフショップ	○	
	土産物屋	○	
	旅行代理店（店舗）	○	
	アイドルグッズ専門店	○	
	ネイルサロン	○	
	まつ毛エクステンション	○	
	スーパー銭湯	○	
	岩盤浴	○	
サウナ	○		
整体院（※）	▲		
エステサロン	○		
日焼けサロン	○		
			【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
			【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼（特措法によらない協力の依頼）。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
			※主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設

## 【茨城県】

(○：休業要請の対象施設，×：休業要請の対象外施設，▲：条件によっては休業要請の対象となる施設)

	脱毛サロン	○	設は、要請の対象外とする。
	写真屋	○	
	フォトスタジオ	○	
	美術品販売	○	
	展望室	○	

### ■施設の種別によっては休業を要請する施設

種類	施設	休業要請	備考
文教施設	幼稚園	○	【要請内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請
	小学校	○	
	中学校	○	
	義務教育学校	○	
	高等学校	○	
	高等専修学校	○	
	高等専門学校	○	
	中等教育学校	○	
	特別支援学校	○	

### ■社会生活を維持するうえで必要な施設

種類	施設	休業要請	備考
医療施設 (※)	病院	▲	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請  ※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は使用停止の要請の対象とする。
	診療所	▲	
	歯科	▲	
	薬局	▲	
	鍼灸・マッサージ	▲	
	接骨院	▲	
	柔道整復	▲	
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	×	【要請内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
	学童クラブ	×	
	障害児通所支援事業所	×	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	×	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	障害福祉サービス等事業所	×	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	×	
	婦人保護施設	×	

## 【茨城県】

(○：休業要請の対象施設，×：休業要請の対象外施設，▲：条件によっては休業要請の対象となる施設)

	その他の社会福祉施設	×	
生活必需品 資販売施設	卸売市場	×	<b>【要請内容】</b> 適切な感染防止対策の協力を要請  ※移動販売店舗を含む。
	食料品売り場 (※)	×	
	コンビニエンスストア	×	
	百貨店 (生活必需品 売場)	×	
	スーパーマーケット	×	
	ホームセンター (生 活必需品売場)	×	
	ショッピングモール (生活必需品売場)	×	
	ガソリンスタンド	×	
	靴屋	×	
	衣料品店	×	
	雑貨屋	×	
	文房具屋	×	
	酒屋	×	
食事提供施 設	飲食店	▲	<b>【要請内容】</b> ・適切な感染防止対策の協力を要請 ・営業時間短縮の協力を要請  ※ <u>営業時間の短縮</u> については、これまで夜8時以降から朝5 時までの間に営業している店舗に対して、 <u>朝5時から夜8時            までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとするこ            とを要請。</u> (宅配・テイクアウトを除く。)
	料理店	▲	
	喫茶店	▲	
	和菓子・洋菓子店	▲	
	タピオカ屋	▲	
	居酒屋	▲	
	屋形船	▲	
住宅・宿泊施 設	ホテル	×	<b>【要請内容】</b> 適切な感染防止対策の協力を要請
	カプセルホテル	×	
	旅館	×	
	民泊	×	
	共同住宅	×	
	寄宿舎	×	
	下宿	×	
	ラブホテル	×	
	ウィークリーマンシ ョン	×	
交通機関等	バス	×	<b>【要請内容】</b> 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	×	
	レンタカー	×	
	電車	×	

## 【茨城県】

(○：休業要請の対象施設, ×：休業要請の対象外施設, ▲：条件によっては休業要請の対象となる施設)

	船舶	×	
	航空機	×	
	物流サービス（宅配等を含む）	×	
工場等	工場	×	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	×	
金融機関・官公署等	銀行	×	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	×	
	ATM	×	
	証券取引所	×	
	証券会社	×	
	保険代理店	×	
	事務所	×	
	官公署	×	
その他	理髪店	×	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請  ※物価統制令の対象となるもののみ、対象外とする。
	美容院	×	
	銭湯（公衆浴場）（※）	▲	
	貸倉庫	×	
	郵便局	×	
	メディア	×	
	貸衣装屋	×	
	不動産屋	×	
	結婚式場（貸衣装含む）	×	
	葬儀場・火葬場	×	
	質屋	×	
	獣医	×	
	ペットホテル	×	
	たばこ屋（たばこ専門店）	×	
	ブライダルショップ	×	
	本屋	×	
	自転車屋	×	
	家電販売店	×	
	園芸用品店	×	
	修理店（時計、靴、洋服等）	×	
	鍵屋	×	



## 【茨城県】

(○：休業要請の対象施設, ×：休業要請の対象外施設, ▲：条件によっては休業要請の対象となる施設)

	100円ショップ	×	
	駅売店	×	
	家具屋	×	
	自動車販売店、カー用品店	×	
	花屋	×	
	ランドリー	×	
	クリーニング店	×	
	ごみ処理関係	×	